

入所(園)に係る確認書

児童名: _____

生年月日: _____年 _____月 _____日

児童名: _____

生年月日: _____年 _____月 _____日

※各世帯につき、1枚提出してください。

● 保育所(園)の入所(園)について、重要な事項です。
ご確認いただき、口にチェックの上、署名・捺印をお願いいたします。

確認事項		チェック
1	「保育所(園)のご案内」の内容を確認しました。	<input type="checkbox"/>
2	申請内容に虚偽があった場合は、入所(園)の継続に支障をきたす場合があります。	<input type="checkbox"/>
3	希望保育所(園)は、通える範囲で書いてください。希望順位にかかわらず、入所(園)決定となった保育所(園)に入所(園)していただき、年度内の転所(園)はできません。 なお、申請書に記載されていない保育所(園)は、選考の対象にはなりません。	<input type="checkbox"/>
4	市内認定こども園、地域型保育を希望する場合は、見学及び面接が必要なことを確認しました。	<input type="checkbox"/>
5	申請書や提出書類の内容について、職場やご家庭に問い合わせをする場合があります。また、市民税情報を市が閲覧します。	<input type="checkbox"/>
6	申請後や入所(園)後に、ご家庭の状況や勤務等の状況に変更があった場合は、保育課にご連絡ください。連絡なく変更が判明した場合は、入所(園)の継続に支障をきたす場合があります。	<input type="checkbox"/>
7	申請時に不足書類がある場合は、各月の受付期間内に提出してください。受付期間後に提出された書類は、次回の選考での審査対象となります。	<input type="checkbox"/>
8	申請後、必ず面接を受けていただきます。 なお、面接時における子どもの状況や体調などによっては、再度面接を行う場合があります。	<input type="checkbox"/>
9	課税の修正申告、転居、世帯構成の変更(事実婚含む)があった場合には、保育料が変更となる可能性がありますので、必ず保育課へご連絡ください。 なお、保育料の変更は年度毎とし、過年度分の保育料の変更、還付はできません。	<input type="checkbox"/>
10	保育料は毎月末日が納期限(12月は25日。末日が祝休日の場合は翌営業日)となっておりますので、必ず納期限どおりご納付ください。	<input type="checkbox"/>
11	妊娠した場合は、保育課へ母子健康手帳のコピー(表紙および分娩予定日記載部分)を提出していただきます。	<input type="checkbox"/>
12	出産のために仕事を退職した場合、入所(園)中の児童の入所(園)継続は出産予定日から起算して8週目の最終日を含む月の末日までとなり、延長はございません。	<input type="checkbox"/>
13	弟妹が生まれ育児休業を取得する場合、生まれた子どもが満2歳に達する年度の末日までが入所継続期間になります。生まれた子どもが満2歳に達する年度の末日以降も保育を希望する場合は、生まれた子どもを認可保育施設、認可外保育施設、職場託児所に預けた上で、年度終了後の5月10日までに職場復帰していただきます。 なお、育児休業期間が変更となる場合は、その都度、育児休業変更証明書を提出してください。	<input type="checkbox"/>
本確認書の記載事項を確認しました。 令和 _____年 _____月 _____日 保護者氏名(自署) _____		(印)

(裏面もあります)

●入所(園)申請児の父母などが、下記の1～4に該当するものがあれば、署名・捺印をお願いいたします。

1. 就労しているが、勤務日数・時間が基準を下回っている方

2. 求職中の方

入所(園)期間は入所(園)月の翌々月末までとなります。

入所(園)月の翌々月10日までに、週4日以上かつ1日4時間以上(月64時間以上)の就労を決定し、勤務・自営証明書、教育・保育給付認定変更申請書を保育課まで提出してください。支給認定証をお持ちの場合は、支給認定証の提出も必要です。

入所(園)月の翌々月10日までに就労が開始できない場合は、保育の必要性が確認できないため、入所の継続に支障をきたすことがあります。

上記の確認事項について確認しました。

令和 年 月 日

保護者氏名(自署)

印

※ 求職中の方にお伺いします。

現在活動中(ハローワークや求職サイト等に登録、面接受験をしているなど)

保育所入所後求職活動開始予定

3. 育児休業中で申請の方

入所(園)月の翌月10日までに、育児休業を取得している職場に復帰が必要となります。

入所(園)月の翌月末までに、育児休業終了証明書、教育・保育給付認定変更申請書を保育課まで提出してください。支給認定証をお持ちの場合は、支給認定証の提出も必要です。

入所(園)月の翌月10日までに同じ職場に復帰できない場合は、保育の必要性が確認できないため、入所の継続に支障をきたすことがあります。

上記の確認事項について確認しました。

令和 年 月 日

保護者氏名(自署)

印

4. 出産理由で申請の方

入所(園)期間は予定日の産前6週間の属する月の初日から、産後8週目最終日が属する月の末日までとなります。期間の延長はございません。

入所(園)期間終了後に就労の理由で入所(園)を希望する場合は、退所(園)手続き後に再度申請することになります。

上記の確認事項について確認しました。

令和 年 月 日

保護者氏名(自署)

印